

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月

私の国民年金手帳を見ると、昭和39年10月5日付けで申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるが、社会保険事務所の説明によれば、私は同年9月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間は未加入期間であるため納付済期間とはならないとのことである。

申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所から平成14年3月に還付されているが、昭和39年9月1日に被保険者資格を喪失する理由が無い上、当該保険料が平成14年まで放置された挙げ句、詳しい説明も無いまま還付されたことに納得がいかない。

当該還付金を返納してもよいので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の記録では昭和39年9月に資格喪失し、未加入期間とされているが、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録から、同年4月から同年9月までの保険料が同年10月5日に納付されていることが確認できることから、当該資格喪失処理に伴う申立期間に係る保険料の還付手続は、約37年経った平成14年3月22日付けで行われていることが確認できることから、申立人が、この期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

また、申立人は、夫が厚生年金保険被保険者であったことから、婚姻した昭和38年5月\*日以降については任意加入の対象者となるが、国民年金手帳等の記録においては、強制被保険者として取り扱われているなど、行政側の記録管理に不手際が認められる。

申立期間は、制度上任意加入していなければ被保険者期間とはならないが、以上のことを踏まえれば、記録上、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、この期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月1日から51年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を49年2月1日に、資格喪失日に係る記録を51年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年4月1日まで

私は、申立期間にA社で勤務し、図面の作成や現場監督を担当していたが、その間の厚生年金保険加入記録が無い。

同社には、前に勤めていた会社を昭和48年12月に退社した後、期間を空けることなく49年1月に入社し、自身の会社を設立するため退社する51年3月末まで働いたと記憶している。

勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、調査の上、記録訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 事業主及び同僚の供述などから、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるとともに、申立人の入社時期、入社後に担当したとする業務及び退社時期等に係る供述は具体的であり、当時の同僚の供述や申立人が退社後設立した事業所の推定される開業時期等ともおおむね合致していることなど、申立人の申立事業所での勤務期間に係る一連の主張に不自然な点は見当たらないことから、申立期間において申立事業所に勤務していたものと認められる。

また、申立人が記憶する複数の同僚すべてに申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人及び同僚が証言した当時の申立事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することなどから、当時、申立事業所では、ほ

ばすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、当時の同僚は、「申立人は、下請けや臨時雇用ではなく、正社員であった。」と供述している上、複数の同僚が、「正社員であれば、原則厚生年金保険に加入していたと思う。」とも供述している。

2 一方、申立期間のうち、昭和49年1月分の厚生年金保険料については、事業主及び同僚の供述から、当時、申立事業所では、入社後1か月間については試用期間とし、社員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえるとともに、申立事業所では、申立人に係る人事記録等関係資料が保管されておらず、申立人の給与から当該月分の保険料が控除されていた事実をうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

3 これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月1日から51年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立事業所における標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事していた同僚の記録などから、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が保管されていないことから不明としているが、当該期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和49年2月から51年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年3月まで

私の国民年金加入手続は、母がA市区町村役場（現在は、B市区町村A支所）で行い、国民年金保険料についても、婦人会の役員を通じて納付したと聞いている。

申立期間が納付済みとなっていないことに納得できないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続及び申立期間に係る保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び申立期間に係る保険料納付を行ったとする申立人の母親は、「申立人は、申立期間について、C事業所に勤務していたので、厚生年金保険に加入していると思っていた。申立人の国民年金加入手続を行ったか否かについては、はっきりした記憶は無い。」と供述していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、社会保険事務所が保管する被保険者台帳管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年4月15日に払い出されている上、B市区町村への照会結果においても、同市区町村が保管する昭和57年度以前の「国民年金被保険者名簿並びに保険料徴収票（D地区）」には、申立人の氏名等は記載されていないことが確認できる。

さらに、申立人の申立内容（婦人会を通じて納付）及び申立人の母親からの事情聴取結果から、申立人の申立期間に係る保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から60年3月まで

昭和60年4月に妹が短大を卒業した後、妹に国民年金への加入勧奨通知が送付されてきた。その際に両親が、妹の国民年金加入手続及び保険料納付に併せて私の分も一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料についてもさかのぼって一括で納付してくれた。

申立期間が納付済みとなっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妹の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されているが、その国民年金への加入手続は、申立人のA市区町村（現在は、B市区町村）への転入年月日から、昭和62年4月16日以降に行われたものと推認できることから、当該時点において、申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間は、未加入期間である上、申立人が大学在学中の期間であるため、国民年金の任意加入対象期間となり、制度上、さかのぼって加入手続及び保険料納付を行うことができない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、一括して納付したとする金額も申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく異なっているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年3月まで  
私は、昭和62年4月ころ事業所を退職しており、申立期間については、私が夫婦二人分の免除申請を行ったにもかかわらず、元夫のみ免除承認期間となっている。

元夫の手続のみを行って自分の手続をしていないということは考え難く、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及びA市区町村の被保険者名簿によると、  
i) 申立人に当初払い出された国民年金手帳記号番号は、昭和59年7月11日に元夫と連番で払い出されたことが確認できるものの、当該国民年金被保険者資格は、厚生年金保険被保険者資格の取得を契機に昭和61年6月1日付けで喪失しており、前記の厚生年金保険被保険者資格を喪失した62年3月以降再び被保険者資格を取得した形跡は無いこと、ii) 平成元年10月以降の3号被保険者記録は、7年11月21日に別の国民年金手帳記号番号が払い出された際にさかのぼって追加訂正されたことが確認できることから、申立期間は、当時、未加入期間であったと推認できる。

また、申立人は、元夫の免除申請手続と一緒に自分の免除申請手続も行ったと主張しているのみで、当時の免除申請手続に係る記憶（時期、場所等）は不鮮明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの期間及び63年10月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から61年3月まで  
② 昭和63年10月から平成元年2月まで

申立期間①については、元夫がA社に勤めており、私の国民年金保険料は、元夫が毎月納付してくれていた。

また、申立期間②についても、元夫が納付してくれていたもので、調査の上、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の元夫から事情を聴取することもできないことから、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫も、当該期間当初の昭和60年1月分の保険料は未納である上、同年2月以降は、厚生年金保険被保険者期間であることが確認できる。

さらに、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は昭和61年4月1日に第3号被保険者資格を取得して以降、平成5年12月28日に第3号被保険者資格喪失が昭和63年10月5日にさかのぼって処理されるまでは、第3号被保険者期間であったことが推認できることから、申立期間に係る納付書が送付されていたとは考え難い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫も、申立期間②の保険料は未納である。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案316

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月1日から55年10月15日まで  
亡くなった私の父（申立人）は、申立期間当時、A社で勤務し、同社で雇用保険に加入していた。

厚生年金保険についても加入していたはずであるので、調査の上、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人が、申立期間において、申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所において給与等事務を担当していた事業主の妻は、「当時、従業員に対して厚生年金保険への加入希望を確認しており、申立人は加入を希望しなかったと記憶している。このため、申立人の厚生年金保険料の控除等を行っていない。」と証言している上、同僚の供述からも、当時、申立事業所では、従業員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立事業所は廃業し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等を確認できる人事記録等関係資料は得られない上、申立人は既に死亡し、申立人の遺族からも、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる資料や具体的証言は得られない。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和54年5月1日から56年2月1日までの資格取得者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、B市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の被保険者台帳において、申立人は、申立期間当時、国民年金の強制加入被保険者として、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。